

タンカーのダブルハル化の時期
(下線部分が今回審議する事項)

載貨重量トン数 5,000 トン以上のタンカー

1996 年 7 月以降引渡しのはダブルハル構造。	
<p>(経過措置)</p> <p>現存のダブルボトム又はダブルサイド(二重底高さなどの寸法の要件は斟酌する。)の構造のタンカーは、船齢 25 歳に達する日又は 2015 年における引渡し日に相当する日のいずれか早い日までにダブルハル化する。</p> <p><u>現存のシングルハルタンカーは、状態評価(CAS)検査に合格することを条件に、船齢 25 歳に達する日又は 2015 年における引渡し日に相当する日のいずれか早い日までにダブルハル化する。</u></p>	<p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダブルボトム又はダブルサイドの構造を有しておれば、シングルハルに比べて油流出に対する防護性能が高いため、船齢 25 歳までの延長運航を認め得る。 ・現行規則により、載貨重量トン数 5,000 トン以上のシングルハルタンカーについて、最長で 2015 年の引渡し日に相当する日までのダブルハル化を要求しており、これを超えての延長を認めることはできない。 ・<u>季節変動要因による需要ピーク時に対応するため、我が国石油輸入量の 2～3 割はスポットで用船せざるを得ないが、2010 年におけるスポット用船市場におけるダブルハルタンカーの占める比率は 1/4 程度と予測され、2010 年にダブルハルタンカーのみに制限した場合、石油の安定輸送に支障をきたすおそれがある。</u>

重質油輸送を行う載貨重量トン数 600 トン以上のタンカー

2005 年 4 月 5 日以降建造のものはダブルハル構造。	
<p>(適用免除)</p> <p>航行区域が平水区域であるものについては、ダブルハル化を義務付けない(ただし、載貨重量トン数 5,000 トン以上のものについては、上記「載貨重量トン数 5,000 トン以上のタンカー」の規定が適用される)</p> <p>(経過措置)</p> <p>現存のダブルボトム又はダブルサイド(二重底高さなどの寸法の要件は斟酌する。)の構造のタンカーは、船齢 25 歳に達する日までにダブルハル化する。ただし、5,000 載貨重量トン以上のタンカーについては、と同様、船齢 25 歳に達する日又は 2015 年における引渡し日に相当する日のいずれか早い日までにダブルハル化する。</p> <p>現存の載貨重量トン数 600 トン以上 5,000 トン未満のシングルハルタンカーは、2008 年の引渡し日に相当する日までにダブルハル化する。</p> <p><u>5,000 載貨重量トン以上のものは 2005 年 4 月 5 日までにダブルハル化する。</u></p>	<p>(備考) MARPOL 条約では、600～5,000 載貨重量トンのタンカーは、2008 年以降ダブルハル化と規定しているが、先取りで実施する。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平水区域では気象海象が安定しており、また、航行距離も短いことから、油流出事故が発生するリスクは比較的小さいと考えられ、ダブルハル化を義務付ける必要はないと考えられる。 ・ダブルボトム又はダブルサイドの構造を有しておれば、シングルハルに比べて油流出に対する防護性能が高いため、船齢 25 歳までの延長運航を認め得る。ただし、現行規則で最長 2015 年の引渡し日に相当する日までにダブルハル化することとなっているので、これは変更しない。 ・条約の規定どおりダブルハル化を行う。 ・<u>条約には重質原油については 25 歳まで延命できる規定もあるが、重質油が大量に流出した場合の汚染リスクを考慮すると、内航船同様、5,000 載貨重量トン以上のタンカーについては 2005 年 4 月 5 日からダブルハルとすることが適当。</u>